

平成15年度保育料改定表(案)

(単位:円)

階層	平成14年度 国徴収基準額(A)			階層	定義	市独自基準額			平成14年度保育料			平成15年度保育料(案)			
	摘要	3歳未満児	3歳以上児			摘要	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護受給世帯	0	0	A	生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	前年度分市民税額	非課税世帯	9,000	6,000	B	非課税世帯	6,300	4,200	4,200	5,600	3,800	3,800	6,000	4,000	4,000
3		課税世帯	19,500	16,500	C1	均等割り額のみ	13,700	11,600	11,600	12,900	10,200	10,200	13,300	10,900	10,900
					C2	所得割5,000円未満	16,600	14,000	14,000	15,700	12,800	12,800	16,200	13,400	13,400
					C3	所得割額5,000円以上	17,600	14,900	14,900	16,700	13,700	13,700	17,200	14,300	14,300
4	前年分所得税額	64,000円未満	30,000	27,000	D1	8,000円未満	21,000	18,900	18,900	20,200	17,400	17,400	20,600	18,200	18,200
					D2	8,000円 - 15,999円	22,500	20,300	20,300	21,300	18,600	18,600	21,900	19,500	19,500
					D3	16,000円 - 27,999円	24,000	21,600	21,600	22,800	20,000	20,000	23,400	20,800	20,800
					D4	28,000円 - 39,999円	27,000	24,300	24,300	26,300	24,000	24,000	26,700	24,200	24,200
					D5	40,000円 - 51,999円	28,500	25,700	25,700	28,300	25,400	25,400	28,400	25,600	25,600
					D6	52,000円 - 63,999円	30,000	27,000	27,000	29,900	27,000	27,000	30,000	27,000	27,000
	5	64,000円 ~ 159,999円	44,500	41,500	D7	64,000円 - 75,999円	35,600	33,200	31,100	34,500	31,900	29,000	35,100	32,600	30,100
					D8	76,000円 - 99,999円	37,800	34,900	31,500	36,600	33,600	29,500	37,200	34,300	30,500
					D9	100,000円 - 111,999円	40,100	35,700	32,000	42,400	35,400	30,700	41,300	35,600	31,400
					D10	112,000円 - 135,999円	42,300	36,500	32,400	45,800	35,800	30,800	44,100	36,200	31,600
					D11	136,000円 - 159,999円	44,500	39,000	33,200	48,700	36,700	31,100	46,600	37,900	32,200
6	160,000円~ 407,999円	61,000	58,000	D12	160,000円 - 255,999円	54,900	39,600	34,000	57,500	37,000	31,400	56,200	38,300	32,700	
				D13	256,000円 - 407,999円	61,000	41,900	36,300	62,100	37,800	32,200	61,600	39,900	34,300	
7	408,000円以上	80,000	77,000	D14	408,000円以上	69,300	42,000	36,300	67,000	37,900	32,200	68,200	40,000	34,300	
左記国階層(A)の金額に対する割合					80.0%			77.2%			78.7%				
											単純平均伸び率 1.9%				

軽減措置

- B階層の母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯については、保育料を免除する。
- C階層の母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯については、各区分毎に1千円を軽減する。
- B階層からD14階層までの世帯(母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯については、C1~D14階層の世帯)にあって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、右表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄	第3欄
B~D6階層に属する世帯 (母子世帯等又は在宅障害児(者)のいる世帯については、C1~D6)	ア 最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額が低い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が低い児童(最も保育料基準額が低い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。) ウ ア及びイ以外の児童	保育料に定める金額
D7~D14階層に属する世帯	ア 最も保育料基準額が高い児童(最も保育料基準額が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。) イ ア以外の児童のうち、最も保育料基準額が高い児童(最も保育料基準額が高い児童が2人以上いる場合は、そのうち1人とする。) ウ ア及びイ以外の児童	保育料に定める金額×0.5 保育料に定める金額によらず0円